

社保シリーズ

忘れていませんか？

院内掲示・届出・報告が必要なもの

3

社保研究部

医療法や診療報酬改定などによって、さまざまな院内掲示義務や届出などが増えている。医療法では診療所の入口、受付または待合室付近の見やすい場所に管理者の氏名などの院内掲示が義務付けられている。また、療養担当規則でも有床義歯の取り扱いや施設基準による院内掲示、保険外併用療養も掲示が必要である。これらを怠ると、保健所からの立入検査で改善報告が求められたり、社会保険事務局による適時調査によって、保険の算定要件の適否も問われかねない。

社会保険事務局が行っていた指導・監査事務が10月から近畿厚生局の統括下に置かれる。指導もこれまでの3倍、施設基準の調査も100%捕捉することを目標にしている。8月24日に開かれたサマーセミナーで、これらに対応するために自院で備えておくものや知っておきたい法的な知識について紹介したところだが、改めて社保シリーズで数回に分けて解説したい。

1. 医療法並びに省令による院内掲示事項(医療法14の2-1, 医療法施行規則9の3, 医療法施行規則9の4)

(1) 管理者の氏名

(2) 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

診療に従事する医師又は歯科医師が複数いる場合は、そのすべての氏名を掲示

(3) 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

診療に従事する医師又は歯科医師が複数いる場合は、各医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を掲示

2. 療養担当規則等による院内掲示事項

健康保険法関連で定められている地方社会保険事務局(08年10月以降は近畿厚生局指導監査課)に届出が必要な主なものを下表にまとめた。院内掲示は施設基準の一部であり、掲示がないと要件を満たしていないことになる。

主な項目名	必要最低限記載事項
有床義歯の取扱いについて	有床義歯の新製は、他院・自院を問わず前回製作時より6カ月以上を経過していないとできない旨
電子化加算	患者からの求に応じて、算定した診療報酬の区分・項目及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を交付する旨 ※届出をした保険医療機関すべてが対象になるわけではなく、上記項目にチェックをつけて届出した医療機関のみ
歯科外来診療環境体制加算	①緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応 ②当該医療機関で取り組んでいる院内感染防止対策など、歯科診療にかかる医療安全管理対策を実施している旨。
補綴物維持管理料	①補綴物維持管理の届出を行っている旨 ②患者が受けられるサービスの内容
在宅療養支援歯科診療所	地方社会保険事務局長(08年10月以降は近畿厚生局長)に届け出た事項を掲示する(掲示見本参照)
歯科治療総合医療管理料	
歯科訪問診療の地域医療連携体制加算	
う蝕無痛の窩洞形成加算	
歯周組織再生誘導手術	
金属床による総義歯の提供	①金属床義歯の概要 ②費用(上下顎、金属別)
う蝕に罹患している患者の指導管理	①継続管理の概要 ②フッ素化物応用及び小窩裂溝充填の費用

※院内掲示見本は協会HP <http://osk-net.org/database/2008/09/080915innaikeiji.word/>からダウンロードできます。

3. 療養担当規則等による報告事項

歯科衛生実地指導料や保険外併用療養費制度の金属床義歯などを算定した場合は、毎年7月1日現在の実施状況を社会保険事務局(08年10月以降は近畿厚生局監査課)に報告する。

項目名	報告内容
歯科衛生実地指導料	常勤・非常勤ごとの歯科衛生士数
訪問歯科衛生指導料	
在宅療養支援歯科診療所	①1年間に担当した在宅患者数や平均診療期間 ②直近3カ月の歯科訪問診療の実施回数 ③在口管の算定回数
金属床による総義歯	金属の種類ごとの上顎、下顎別の料金
う蝕に罹患している患者の指導管理	継続管理の内容ごとの料金

4. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3, 同法施行規則第8条の27)

前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに知事宛(政令市・中核市は市長宛)に提出する。

報告事項は、①事業場の名称、業種、所在地、電話番号②産業廃棄物の種類と排出量③管理票の交付枚数④運搬受託者の許可番号⑤運搬受託者の氏名又は名称⑥運搬先の住所⑦処分受託者の許可番号⑧処分受託者の氏名又は名称⑨処分場所の住所。

患者のみなさまへ

(院内掲示見本)

当院の施設基準ご案内

▼補綴物維持管理料▼

装着した冠やブリッジについて維持管理をおこなっています。異常があればそのままにせずお早めにお知らせください。

▼義歯を6カ月再製作できない取り扱い▼

有床義歯は製作後、6カ月間は新たに作ることはできません。他院で作った場合も同様です。

▼電子化加算▼

事務を電子的に行うための体制整備の取り組みを行っており、希望者には区分・項目の名称などを記載した詳細な明細書を発行する体制を整えています。お気軽にお申し出ください。

▼在宅療養支援歯科診療所▼

後期高齢者の在宅や社会福祉施設での療養を歯科医療面から支援する体制を整えています。

▼歯科訪問診療の地域医療連携体制加算▼

訪問診療に際し他の医療機関と連携し、緊急時の対応を確保します。

▼歯科治療総合医療管理料▼

高血圧や糖尿病等の疾患をお持ちの患者さんにあたり、内科等の主治医からの情報提供をいただき全身的な管理体制の下に歯科治療をおこないます。

▼う蝕無痛の窩洞形成加算▼

レーザー照射によりう蝕の除去時の振動や音、痛みを少なくして治療できます。

▼歯周組織再生誘導手術▼

重度の歯周疾患により歯槽骨が破壊、吸収、露出した部位に対して、保護膜を被覆することにより歯根と歯根膜の再結合や歯槽骨の再生を促進する手術が行えます。

▼外来診療環境体制加算(医療安全に関する取り組みは別掲)▼

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っています。なお、当院での医療安全に関する取り組みは別掲をご参照ください。

当院では上記施設基準等の届出を行っています

患者のみなさまへ

(院内掲示見本)

当院における医療安全対策の取り組み

当院では安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、口腔外バキュームの設置や器具の交換などを通じて院内感染に対する配慮をはじめ、各医療安全に関する指針の整備を行っています。

また、搬送先として〇△病院と連携し、緊急時の体制を整えています。

〇〇歯科医院

院長 〇〇 〇〇